

旅費に関する行政文書の公開基準

旅費に関する行政文書については、公開に対する県民の関心が高く、また、各所属が共通に保有しているものであることから、新たに「旅費に関する行政文書の公開基準」を制定し、取扱いの統一と公開事務の迅速化を図るとともに、併せて行政運営の透明性を一層高め、県民に信頼される県政の推進に資するものとする。

1 対象とする旅費関係行政文書及び必要記載項目

(1) 旅費関係行政文書

- ア 旅行命令簿（旅行命令計算書及び経路を含む。）
- イ 旅費請求書
- ウ 復命書（会議、調査等で入手した資料を含む。）
- エ 旅費精算に関する行政文書

(2) 必要記載項目

旅行の内容が概ね当該旅費関係行政文書により説明できるものとするため、当該行政文書には、次の内容を記載するものとする。

| 行政文書名 | 記 載 内 容 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 旅行命令簿 | ○用務欄～用務の内容を簡潔に記載する。 （例）〇〇会議出席／（例）〇〇用務の処理 ○用務地欄～用務先の所在地及び名称を記載する。 ○記事欄～用務に伴う指示事項がある場合にそれを簡潔に記載する。 （例）公用車使用を要す。／（例）〇〇地を視察の上で、左記の会議に出席を要す。 |
| 旅費請求書 | ○備考欄～旅費算定上に必要な特記事項がある場合にそれを簡潔に記載する。 |
| 復 命 書 | ※ 山梨県職員服務規程第11条の規定により、口頭又は文書により行うこととされているが、文書により行う場合には次によるものとする。 ○旅行の経過、内容及び結果を簡潔に記載すること。 ○旅行の過程で入手した資料等を添付すること。 |

2 公開基準

旅費関係行政文書は、旅行者の「通勤方法」及び「住所のうち市町村未満の町名、字名及び番地」の情報を除き全面公開とする。ただし、次に掲げる場合における当該行政文書中の記録については、公開しないことができる。

- ア 公開することにより、旅行者の私生活の平穩を著しく害するおそれがある旅行用務に係るもの
- イ 公開することにより、事務事業の公正かつ適正な執行に著しい支障を生じるおそれがある旅行用務に係るもの

3 不開示表示の徹底

旅行用務等が2のただし書に該当する場合には、次により当該行政文書中に不開示表示をして、旅行命令権者の承認を得るものとする。

- ア 不開示表示は、旅行命令簿については「記事」欄に「不開示」と表示し、不開示理由を記載する。
- イ 復命書については、同書の供覧の際に使用する起案用紙（行政文書管理規程第10号様式）に「一部開示」の表示をするとともに同書中の「不開示理由欄」に不開示理由を表示する。
- ウ 不開示表示は、当面は不開示とするものであっても、関係事務事業の完了等、一定の事由あるいは時間の経過後は開示とするものは、その旨を併せて表示する。

4 本基準の適用等について

- (1) 平成9年9月1日以降に実施される旅行に係る旅費関係の行政文書について適用する。
- (2) 実施機関は、本基準の適用について疑義が生じた場合には、行政経営管理課長に協議するものとする。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行し、改正後の基準は、同日以降に執行する交際費等に関する行政文書について適用し、同日前に執行した旅費に関する行政文書については、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。